

1. 概要

① 計画の趣旨・位置付け

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を持って温室効果ガスの削減と気候変動への適応に取り組み、金沢らしい持続可能な社会の実現をめざすもの。
 （地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編））
 （気候変動適応法第12条に基づく気候変動適応計画）

② 計画の範囲

市全域における市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面での温室効果ガスの排出に関連した活動、その他市内に流入又は市内を通過する車等の交通に関連する活動を対象とする。

③ 計画の期間

令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間（概ね5年で見直し）
 ※本市の将来的な脱炭素社会の実現に向け、令和32年度(2050)における長期的な目標を設定

2. 基本理念

未来につなげる”ゼロカーボンシティかなざわ”をめざして※1
 ～ 温室効果ガスの削減による持続可能な社会の実現 ～

地球温暖化の防止に向けて、温室効果ガス排出量の削減およびその吸収源の確保に努めるとともに、気候変動への適応を推進し、自然環境との調和を保ちつつ、省資源、省エネルギー型の社会システムの中で、だれもが快適で心豊かな暮らしを続けていくことができるような、持続可能な社会の実現を図る。

3. 温室効果ガス排出量等の数値目標

基準年は、国の目標設定に準じ、2013年度とする。

◆短期目標

・温室効果ガス排出量削減（基準年比）

現計画 2020年度に12%減 → 現状 8.2%減(2018年度)
 2030年度に28%減

次期計画 2030年度に30%減

・エネルギー自給率（電力使用量に対する再生可能エネルギー割合）

現計画 2020年度に10% → 現状 8.5%(2019年度)

次期計画 2030年度に12%

◆長期目標

2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ

（参考） ○国の目標 ・温室効果ガス排出量 2030年度に26%削減
 2050年度に80%削減
 ・電源構成での再生可能エネルギー比率 2030年度に22～24%
 ○県の目標 ・温室効果ガス排出量 2030年度に30%削減

※1「ゼロカーボン」: 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量等との均衡で排出量を実質ゼロにすること

※2「バイオマス」: 木材、生ごみ、ふん尿などから作り出される有機性のエネルギー資源

※3「ヒートアイランド現象」: 都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象

4. 基本方針と主な施策

削 減 策	基本方針1 再生可能エネルギー等の利用推進と限りある資源の有効活用 1. 小水力発電設備の設置を促進 2. 太陽光発電設備等の設置を促進 3. バイオマスを有効に活用 4. 再生可能エネルギーの利用を積極的に推進するための制度や体制を整備 5. 公共施設における再生可能エネルギーの導入を拡大 6. 水素エネルギーの利活用と普及啓発
	基本方針2 環境負荷の少ない日常生活や事業活動への転換 1. 日常生活における省エネルギー行動を推進 2. 事業活動における省エネルギー行動を推進 3. 省エネルギー住宅や省エネルギー機器の導入を促進 4. 環境教育・環境学習の充実と環境リーダーの育成 5. 地産地消の推進 6. 公共施設における省エネルギー機器の導入拡大と職員の省エネルギー行動の徹底
	基本方針3 公共交通の利用と歩けるまちづくりの推進による、人と環境にやさしい交通環境の構築 1. 公共交通の利便性を向上 2. 歩く人にやさしい環境の整備 3. 快適な自転車利用環境の創出 4. マイカーから公共交通への利用転換を促進 5. まちなかへの過度なマイカー流入を抑制し、まちなか定住、就業促進を図る 6. 次世代自動車の導入を進めるとともに、効率的な自動車利用を推進
	基本方針4 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用による循環型社会の形成 1. 3R推進のための普及啓発と情報の提供を実施 2. ごみの減量化と資源化を推進 3. ごみ処理施設等における発電と余熱エネルギーの有効利用
吸 収 策	基本方針 森林の再生と緑化の推進による吸収源の確保と熱環境の改善 1. 森林を整備し、二酸化炭素の吸収源対策を実施 2. 人材の育成や市民等との協働による適正な森林管理の推進 3. 斜面緑地とまちなかの自然を保全し、ヒートアイランド現象を緩和
	基本方針 気候変動による影響の把握と適応の推進 1. 気候変動の現状とその影響を把握 2. 農林水産業に関する施策 3. 水環境・水資源に関する施策 4. 自然生態系に関する施策 5. 自然災害に関する施策 6. 健康・国民生活・都市生活に関する施策
適 応 策	